**国際連合** CRPD/C/GC/7

**障害者の権利に関する条約**

配布：一般

2018 年11月9日

オリジナル：英語

**障害者権利委員会**

**条約の実施と監視における、障害のある人（障害のある子どもを含む）を代表する団体を通じた、その参加に関する一般的意見第7号（2018年）＊**

＊ 委員会の第20会期（2018年8月27日～9月21日）において採択。

 **I. はじめに**

1. 障害のある人は、障害者権利条約についての交渉、策定、起草に全面的に関与し、決定的な役割を果たした。障害者団体やそのパートナーを通じた障害のある人の緊密な協議と積極的な関与は、条約の質および障害のある人自身にとっての重要性を高めた。また、障害のある人の力、影響力、可能性を示し、画期的な人権条約を生み出し、障害の人権モデルを確立した。このように、代表団体を通じた障害当事者の効果的かつ有意義な参加は、条約の核心である。
2. 自分たちの生活や権利に影響を与える決定に、すべての人が積極的かつ十分な情報を得た上で参加することは、公的な意思決定プロセスにおける人権に基づくアプローチに合致し[[1]](#footnote-1)、良い統治（good governance）の適切な適用と社会的説明責任を確保するものである[[2]](#footnote-2)。
3. 公的活動への参加の原則は、世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）の第21条で確立され、市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights）の第25条で再確認されている。原則としての参加および人権としての参加は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第5条（c）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第7条、児童の権利に関する条約第12条および第23条（1）など、他の人権文書においても認められている。「障害者権利条約」は、参加を一般的な義務として、および分野横断的な問題（訳注　教育、雇用、地域支援、移動など異なる分野で共通する問題）として認めている。実際、締約国が障害のある人と緊密に協議し、彼らを積極的に関与させる義務（第4条（3））、および監視プロセスへの彼らの参加（第33条（3））を、公的活動への参加という広範な概念の一部として明記している[[3]](#footnote-3)。
4. 多くの場合、障害のある人は、彼らの生活に関連または影響する事項についての意思決定において相談されず、他の人による決定が行われ続けている。ここ数十年、障害のある人の人権の承認と、その権利の確定における彼らの役割の承認を求める障害者運動が台頭してきたおかげで、彼らとの協議の重要性が認識されてきた。「私たち抜きに私たちのことを決めないで」というモットーは、意義ある参加の原則に立脚する障害者権利運動の理念と歴史に共鳴している。
5. 障害のある人は、公共生活に参加するために、依然として、人々の態度上、物理環境上、法的、経済的、社会的、およびコミュニケーション上の大きな障壁に直面している。条約発効以前は、障害のある人の「ための」団体などの第三者の代表者の意見が優先され、彼らの意見は退けられていた。
6. この条約の策定時の交渉と起草への、障害のある人を代表する団体を通じた、彼らの参加のプロセスと関与は、完全かつ効果的な参加、個人の自律、自ら決定する自由という原則の優れた例であることを証明した。その結果、国際人権法は現在、障害のある人をすべての人権と基本的自由の「主体」として明確に認めている[[4]](#footnote-4)。
7. 委員会は、その拠って立つ法理・基本原則（jurisprudence）に基づいて、この一般的意見によって、条約第4条（3）および第33条（3）に基づく締約国の義務およびその実施を明確にすることを目指す。委員会は、条約第33条（2）に従って設立された独立した監視の枠組みに障害のある人を含め、障害者団体に財政的またはその他の援助を行うなど、過去10年間に締約国が第4条（3）および第33条（3）の規定を実施するために行った進展に留意する。さらに、一部の締約国は、第4条（3）および第35条（4）に従い、委員会への初回報告および定期報告の作成に際して、障害者団体と協議している。（訳注　「条約」第4条（3）＝障害のある人の積極的関与、第33条（2）＝監視の枠組み、第33条（3）＝障害のある人の監視への関与、第35条＝報告作成時の透明性と（4）第4条（3）への十分な考慮）
8. しかしながら、委員会は、第4条（3）および第33条（3）の目標および精神と、それらの実施状況の間に重要な隔たりがあることを引き続き観察している。これはとりわけ、政策とプログラムの開発と実施において、障害のある人を代表する団体を通じての、彼らとの有意義な協議と関与がなされていないことに起因する。
9. 締約国は、意思決定プロセスへの障害のある人を代表する団体を通じての障害のある人の参加がもたらす有益な影響を認識し、そのプロセスへの彼らの関与と参加を確保する必要性を認めるべきである。その理由は特に、彼らの生活体験と実現されるべき権利に関する知識にある。締約国はまた、条約の実施と監視のためにとられるすべての措置において、そして持続可能な開発のための2030アジェンダとその目標を推進する際に、条約のこの一般原則を考慮すべきである。

**II. 第4条（3）および第33条（3）の規範的内容**

 **A. 「代表する団体」の定義**

10 「障害のある人を代表する団体」あるいは障害者団体を通じた障害のある人の関与と参加は、条約第4条（3）と第33条（3）にのみ記述されている。適切な実施のためには、締約国および関連する利害関係者が障害者団体の範囲を定義し、よくあるさまざまな種類を識別することが重要である。（訳注　representative organizationsをこの仮訳では「代表する団体」とした。「代表的団体」という訳もあり得るが、それは現存する「よく知られている」、「主要な」、「中心的な」障害者団体の意味にもなる。既存の代表的な障害者団体の意見を聞くだけでは条約の義務を果たしたとはいえない、というのが委員会の考えであるので、「代表する団体」と訳した。）

11 委員会は、障害者団体は、条約で認められた原則と権利をふまえ、その実行を約束し、それを完全に尊重すべきであると考える。障害者団体は障害のある人によって統率され、指揮され、統治されるものでなければならない。会員の過半数は、明確に障害のある人自身とされるべきである[[5]](#footnote-5)。障害のある女性、障害のある子ども、HIV/AIDSを抱えて生きる人の団体は、条約の対象とされる障害者団体である。障害者団体には次のような特徴がある：

1. これらの団体は、障害のある人の権利に対して集団的として行動、表明、促進、追求、擁護することを主な目的として設立されており、また一般的にそのように認識されていなければならない；
2. 障害のある人を雇用する、障害のある人により代表される、障害のある人に業務委任する、または具体的に障害のある人自身を指名／任命する。
3. ほとんどの場合、どの政党にも所属しておらず、公的機関やその他いかなる非政府団体からも独立している（ただし、非政府団体の一部/会員であることもある）；
4. 実際の機能障害やあると思われる機能障害に基づく1つまたは複数の障害者カテゴリーを代表することもあれば、すべての障害のある人に門戸を開くこともある；
5. 障害者団体は、多様な背景（例えば、性別、ジェンダー、人種、年齢、移民または難民であることなど）を反映した障害のある人のグループを代表する。また、横断的なアイデンティティ（例えば、子ども、女性、先住民などで障害のある人）に基づく構成員を含むことができ、さまざまな機能障害のあるメンバーで構成できる；
6. 障害者団体には、地方、全国、地域、国際的なレベルのものがある；
7. 障害者団体は、個々の団体として、機能障害を横断する（cross-disability）あるいは連合する（coalition）団体として、または障害のある人の統括(umbrella)団体として活動する。その目的は、とくに公的機関、国際機関、民間団体などとの交流において、彼らのために協力的で調整された声を提供することである。

12. 委員会が特定したさまざまなタイプの障害者団体には、次のようなものがある：

(a)障害のある人を代表する団体の連合体である統括障害者団体。理想的には、統括団体は意思決定のレベル毎に1つか2つだけ存在すべきである。開かれた、民主的で、彼らの完全で幅広い多様性を代表するために、すべての障害者団体をメンバーとして受け入れるべきである。また、彼らによって組織され、指導され、管理されなければならない。統括障害者団体は、加盟団体を代表し、相互の関心事で共同決定した事項についてのみ発言する。しかし、個人の背景に関する詳細な知識がないことが多いため、個々の障害のある人を代表することはできない。そのような役割を果たすには、特定の地域社会を代表する個々の障害者団体の方が有利な立場にある。しかし、障害のある人は、自分たちがどの団体に代表してほしいかを自分で決めることができなければならない。締約国の中に包括団体が存在することによって、いかなる状況においても、障害のある人またはその団体が、協議または自分たちの利益を促進する他の枠組みに参加することが妨げられてはならない；

(b)多様な機能障害のすべてまたは一部を代表する人々で構成される、障害横断の障害者団体。地方や国レベルで組織されることが多いが、地域レベルや国際レベルで組織されることもある；

(c)障害のある人を代表する自己権利擁護（self-advocacy）団体。さまざまな、しばしば緩やかな、そしてローカルに形成されたネットワークやプラットフォームで活動している。彼らは障害のある人、特に知的障害者の権利を擁護している。その設立は、メンバーが意見を表明できるようにするための適切な、時には広範な支援とともに、政治参加や、意思決定、監視、実施プロセスへの参加にとって基本的に重要である。これは特に、法的能力の行使が妨げられ、施設に収容され、そして選挙権を認められていない人にとって重要である。多くの国で、自己権利擁護団体は、メンバーの法的能力を否定する法律や法的地位を認定しない規制よって差別されている；

(d)障害のある人の家族または親族を含む団体。知的障害、認知症および障害のある子どものある親族の利益を促進、確保し、自律と積極的な参加を支援する上で極めて重要なものである（ただし、これらの障害者グループが団結したネットワークまたは団体として家族による支援を望む場合）。このような場合、これらの団体は、協議、意思決定、監視のプロセスに参加させるべきである。このような団体における両親、親族、介護者の役割は、障害のある人が発言力を持ち、自らの生活を完全にコントロールできるように支援し、エンパワーすることでなければならない。そのような団体は、障害のある人が相談を受け、自らの意見を表明する権利を確保し、尊重するために、支援された意思決定プロセスを促進し、利用するよう積極的に取り組むべきである；

(e)障害のある女性および少女の団体。これは障害のある女性および少女を多様性のある集団として代表する。障害のある女性と少女の多様性にはあらゆる種類の機能障害が含まれるべきである[[6]](#footnote-6)。障害のある女性や少女にのみ影響する、あるいは彼女らに偏って影響を与える特定の問題や、男女平等政策のような女性や少女全般に関わる問題に取り組む協議に、障害のある女性や少女の参加を確保することは不可欠である；

(f)障害のある子どもや若者の団体や取り組み。これは公共生活や地域生活への子どもの参加、子どもの意見を聞かれる権利、表現と結社の自由にとって基本的なものである。大人は、障害のある子どもや若者が、（大人や他の子どもや若者との協力を通じて行う場合を含め）自らの団体や取り組みを公式または非公式に確立し、行動できるような環境を促進する上で、重要かつ支援的な役割を担っている。

**B. 障害者団体とその他の市民社会団体の区別**

1. 障害者団体は、障害のある人にサービスを提供しまたは擁護する、障害のある人「のための」団体とは区別されるべきである。このような団体は、実際には、障害のある人の権利よりも民間団体としての目的を優先させる利益相反をもたらす可能性がある。締約国は、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らの意見を特に重視し、そのような団体の能力およびエンパワーメントを支援し、意思決定プロセスにおいて当事者の意見を確認することが優先されるようにすべきである[[7]](#footnote-7)。
2. また、障害者団体と市民社会団体は区別されるべきである。「市民社会団体」（civil society organization）という用語は、研究団体／機関、サービス提供者の団体、その他の民間利害関係者など、さまざまな種類の団体を含んだものである。障害者団体は、特定のタイプの市民社会団体である。それらは、必ずしも障害のある人の権利を特別に擁護するわけではない、主流の包括的な市民社会団体または連合団体の一部である可能性があり、人権の課題に関して障害のある人の権利の主流化を支援することができる。第33条(3)に従い、障害者団体を含むすべての市民社会団体は、条約の監視において果たすべき役割がある。締約国は、障害のある人に関する問題に取り組む際、障害者団体の意見を優先するとともに、市民社会団体やその他の利害関係者に対し、条約に謳われている権利や、無差別、平和、環境権などの他のテーマに関連する活動において、障害者団体と協議し、関与するよう要請する枠組みを構築すべきである。

**C. 第4条（3）**が取り扱う範囲（scope）

1. 第4条（3）に基づく義務を履行するために、締約国は、政府のすべてのレベルと部門の法律および規制の枠組みや手続きに、障害のある人自身の団体を通じて彼らと緊密に協議する、および彼らを積極的に関与させる義務を盛り込まなければならない。また、締約国は、一般的・全体的なもの（mainstream）であるか障害に特化したものであるかにかかわらず、法律、規制、政策の承認に先立つ必須ステップとして、障害のある人との協議およびその参加を考慮すべきである。したがって、協議は初期段階から開始し、すべての意思決定プロセスの最終成果に資する情報を提供する必要がある。協議には、地方、全国、地域、国際レベルで、多様な障害のある人を代表する団体が参加しなければならない。
2. 精神（psychosocial）障害や知的障害のある人など機能障害の種類に基づくいかなる排除もなく、すべての障害のある人が、他の人と平等に、差別されることなく、効果的かつ完全に参加することができる[[8]](#footnote-8)。代表する団体を通じて協議に参加する権利は、性的指向や性自認などにかかわらず、すべての障害のある人に平等に認められなければならない。締約国は、すべての障害のある人の権利と基本的自由を保障する包括的な差別禁止の枠組みを採用し、構成員の性別や社会的地位を理由に彼ら個人または団体を犯罪者とし、公的活動や政治活動に参加する権利を否定する法律を撤回すべきである。
3. 障害者団体との協議を確保する締約国の法的義務は、公的な意思決定の場へのアクセスに加え、研究、ユニバーサルデザイン、パートナーシップ、権限委譲、市民管理などの分野を含む[[9]](#footnote-9)。さらに、この義務は、世界および地域の障害者団体を含むものである。

**1. 障害のある人に関する問題**

1. 第4条（3）で言及されている「障害のある人に関する問題についての」という文言は、障害のある人の権利に直接的または間接的に影響を与える可能性のある、あらゆる立法、行政、その他の措置を対象としている。障害のある人に関する問題を広く解釈することで、締約国は包摂的な政策を通じて障害のメインストリーム化を図ることができ、障害のある人が他の人々と平等に考慮されることが保証される。また、新たな立法、行政、その他の措置を決定する際に、障害のある人の知識や人生経験が確実に考慮される。これには、彼らの生活に影響を与える可能性のある、一般法や公共予算、障害に特化した法律などの意思決定プロセスも含まれる[[10]](#footnote-10)。
2. 第4条（3）に基づく協議は、条約および障害のある人の権利と矛盾する可能性のある行為または慣行に締約国が関与することを防止する。協議中の措置の直接的または間接的な影響について論争がある場合、協議中の問題が障害のある人に偏った影響を及ぼさないことを証明するのは締約国の公権力である。したがって協議は必要ないことになる。
3. 障害のある人に直接影響する問題の例としては、脱施設化、社会保険と障害年金、パーソナルアシスタンス、アクセシビリティ要件、合理的配慮政策などがある。障害のある人に間接的に影響する事項（measures）としては、憲法、選挙権、司法へのアクセス、障害のある人固有の政策を管理する行政当局の任命、または教育、健康、労働、雇用の分野における公共政策が挙げられる。

**2. 「緊密に協議し、積極的に関与させる」**

1. 障害のある人を代表する団体を通じて「障害のある人と緊密に協議し、積極的に関与させる」ことは、個人の自律と自己決定に基づいて意思決定プロセスに参加するすべての人の法的能力を認めることを要求する国際人権法上の義務である。条約を実施するための意思決定プロセスや、その他の意思決定プロセスにおける協議と関与には、すべての障害のある人が参加すべきであり、必要な場合には、支援された意思決定の体制が用意されるべきである。
2. 締約国は、有意義かつタイムリーに、体系的に（systematically）かつオープンに障害者団体に働きかけ、協議し、参加させるべきである。これには、公的機関のウェブサイトを含むすべての関連情報への、アクセシブルなデジタル形式採用や、要求があった場合には手話言語通訳、わかりやすい版（Easy Read）や平易な言語、点字、触覚コミュニケーションなどの合理的配慮が必要である。オープンな協議では、障害のある人に、国家基金や条約の実施と監視に関連するすべての公的意思決定機関を含め、公的意思決定のすべての場へのアクセスを、他の人々と平等に提供する。
3. 公的機関は、障害のある人に直接関係する問題に取り組む際、障害者団体の意見および見解を十分に考慮し、優先しなければならない。意思決定プロセスを主導する公的機関は、障害者団体の意見がどのように考慮されたか、またその理由について、調査結果、考慮事項、決定理由を理解しやすい様式で明示的に説明することを含め、そのようなプロセスの結果を障害者団体に通知する義務を負う。

**3. 障害****のある子どもを含める**

1. 第4条（3）はまた、条約を実施するための法律や政策の策定と実施、その他の意思決定プロセスにおいて、障害のある子どもの団体や彼らを支援する団体を通じて、体系的に「障害のある子どもを含む」ことの重要性を認めている。これらの団体は、彼らの個人としての自律と積極的な参加を円滑にし、促進し、確保する上で重要な役割を果たす。締約国は、支援のための適切な資源を含め、結社の自由を擁護する義務の一環として、障害のある子どもを代表する団体の設立と機能のための環境を整えるべきである。
2. 締約国は、すべての人が子どもの意思と選好を理解し、尊重し、常に子どもの個人的な発達する能力を考慮するよう、法律、規則を採択し、プログラムを開発すべきである。子どもを含むすべての障害のある人が権利保持者として尊重されるためには、個人の自律の権利の認知と促進が最も重要である[[11]](#footnote-11)。条約に従って適切な法律とプログラムを策定する際には、当事者が自らの要求と経験を表明することが必要であり、それには障害のある子ども自身が最適な立場にある。
3. 締約国は、障害のある子どもが意見を述べるセミナー／会議を開催することができる。また、彼らに対して、特定のテーマに関する作文を提出するよう公募し、彼らの実体験や人生への期待について詳しく説明するよう促すこともできる。作文は、子ども自身からのインプットとしてまとめ、意思決定プロセスに直接組み込むことができる。

**4. 完全かつ効果的な参加**

1. 社会への「完全かつ効果的な参加」（第3条(c)）とは、社会への帰属意識と社会の一員であるという意識を養うために、障害のある人を含むすべての人と関わることを指す。これには、参加を奨励されること、適切な支援（ピアサポートや社会参加への支援を含む）を受けること、そしてスティグマから解放され、公の場で自己表現する際に安全で尊重されると感じられることなどが含まれる。完全かつ効果的な参加には、締約国が機能障害の多様性を代表するそれぞれの障害のある人たちの参加を促進し、それらの人々と協議することが必要である。
2. 参加する権利は、市民的・政治的権利であり、条約に関連する意思決定、実施、監視プロセスに、いかなる形の予算制限も受けないで即時適用されるものである。これらの各段階における障害者団体の参加を保証することにより、障害のある人は自らの権利を促進するまたは阻害する可能性のある措置をより正しく特定し、指摘することができるようになり、最終的にそのような意思決定プロセスにおいてより良い結果をもたらすことになる。完全かつ効果的な参加は、個別の一回限りの出来事としてではなく、一連の行為（process）として理解されるべきである[[12]](#footnote-12)。
3. 市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights）の第19条、第21条及び第22条に謳われている、表現、平和的集会及び結社の自由の権利を行使することができる場合に、条約の実施及び監視への障害のある人の参加は可能となる。条約の実施および監視のための公的な意思決定プロセスに関与する障害のある人とその代表団体は、人権擁護者としての役割[[13]](#footnote-13)を認められ、特に反対意見を表明する場合には、脅迫、嫌がらせ、報復から保護されなければならない。
4. 参加する権利には、適正手続きおよび意見を聴かれる権利に関する義務も含まれる。公的な意思決定において障害者団体と緊密に協議し、それを積極的に関与させる締約国は、投票権および選挙に立候補する権利を含む、公的および政治的活動への完全かつ効果的な参加に対する障害のある人の権利をも実現することになる（条約第29条）。
5. 完全かつ効果的な参加は、地方、全国、地域、国際レベルのさまざまな意思決定機関、国内人権機関、特別委員会、審議会、地域または市町村団体に障害のある人を含めることを必然的に伴っている（entail）。締約国は、その法律や実践において、あらゆる代表機関にすべての障害のある人が、メンバーとして推薦され、あるいは選出され得ることを認める必要がある。例えば、市町村レベルの障害者審議会に障害のある人を推薦することや、国内人権機関の構成員に、障害のある人の権利に関する特定の役員として確実に推薦されるようにすることである。
6. 締約国は、障害者団体の国際レベルの活動への参加を強化すべきである。例えば、持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムや、地域的や全世界的な人権機関への参加である。（訳注　「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム　High‒level political forum on sustainable development」とは、2030アジェンダと持続可能な開発目標の監視や総括を行うプラットフォーム。2013年に国連総会によって設置された。）代表する団体を通じて障害のある人が参加することで、結果として、公的資源のさらなる有効性と平等な利用が促進され、障害のある人とそのコミュニティの生み出す成果の向上につながる。
7. 完全かつ効果的な参加はまた、社会変革のための変容の手段となり、個人の主体性とエンパワーメントを促進する。あらゆる形態の意思決定に障害者団体が関与することは、そのような人々が主張し交渉する能力を強化し、より強固に意見を表明し、願望を実現し、団結した多様な声を強化する力を与える。締約国は、障害のある人の社会へのインクルージョンを達成し、差別と闘うための措置として、障害のある人を代表する団体を通じて、その人たちの完全かつ効果的な参加を確保すべきである。完全かつ効果的な参加を確保し、障害者団体と協力する締約国は、透明性と説明責任を向上させ、障害のある人の要求に応えることができる[[14]](#footnote-14)。

**D. 第33条：国内実施と監視における市民社会の関与**

1. 条約第33条は、国内実施の仕組みと独立した監視の枠組みを確立し、そこへの障害者団体の参加を規定している。第33条は、第4条（3）の補足として読まれ、理解されるべきである。
2. 第33条(1)は、締約国に対し、条約を確実に実施し、関連する行動を促進するために、1つ以上の中央連絡先（focal points）および/または調整の仕組みを設置することを求めている。委員会は、締約国の中央連絡先および調整の仕組みが、条約に関連する協議プロセスに、障害者団体の代表を含めること、障害者団体の正式な関与およびその団体との連絡手順を含めることを勧告している。
3. 第33条（2）に従い、委員会は、監視プロセスのすべての段階において、国内人権機関を含む独立した監視の枠組みを確立し、維持し、促進することの重要性を認識している[[15]](#footnote-15)。このような機関は、条約の監視プロセスにおいて、また、国家レベルでの遵守を促進し、人権を保護・促進するために国家機関や市民社会を含む国内の各主体の協調行動を促進する上で、重要な役割を果たす。
4. 第33条（3）は、条約に従って設置された独立した監視の枠組みに市民社会が関与し、参加できるようにする締約国の義務を強調している。市民社会の参加には、その代表団体を通じた障害のある人も含まれていなければならない。
5. 締約国は、独立した監視の枠組みが、その枠組みおよびプロセスにおいて、正式な仕組みとして、障害者団体の積極的な参加を認め、促進し、確保していることを保障すべきである。また、その枠組みの報告および分析において、障害者団体の声が聞き入れられ、認識されるようにすべきである。独立した監視の枠組およびその活動への障害者団体の参加は、例えば、独立監視枠組の理事会または諮問機関の委員の割当など、いくつかの形態をとることができる。
6. 第33条(3)は、締約国が、独立監視枠組みのプロセスへの効果的な参加を確保するために、市民社会、特に障害者団体の能力強化を支援し、資金を提供しなければならないことを暗示している。一方、障害者団体は、独立監視枠組みに参加し、そのメンバーのための合理的配慮およびアクセシビリティの要件が満たされることを確保するために、独立した自己管理による資金による支援を含む適切な資源を持つべきである。第33条（3）に関連する障害者団体への支援と資金提供は、条約第4条（3）に基づく締約国の義務を補完するものであり、それらを免除するものではない。
7. 条約と関連する実施戦略の両方が翻訳され、機能障害の多様性を代表する人々がアクセスし、利用できるようにしなければならない。締約国は、障害のある人が意思決定プロセスにおける問題を理解・評価し、有意義な意見を提供できるようにする情報へのアクセスを提供すべきである。
8. 第33条(3)を実施するために、締約国は、障害者団体が政府内の中央連絡先および調整メカニズムに容易にアクセスできるようにすべきである。

**III.　締約国の義務**

1. 委員会は、総括所見において締約国に対し、この条約を実施するための法律や政策の策定と実施、およびその他の意思決定プロセスにおいて、障害のある女性や子どもを代表する団体を含め、障害のある人を代表する団体を通じて、障害のある人と緊密かつタイムリーに協議し、彼らを積極的に関与させる義務を喚起した。
2. 締約国は、協議プロセスの透明性、適切かつアクセシブルな情報の提供、早期かつ継続的な関与を確保する義務を負う。締約国は、協議および意思決定プロセス全体において、情報を与えなかったり、条件を付けたり、障害者団体が自由に意見を表明することを妨げたりしてはならない。これには、結社の自由の権利に従い、登録された団体と登録されていない団体の両方が含まれる。この点は法律で規定し、登録されていない団体を平等に保護すべきである[[16]](#footnote-16)。
3. 締約国は、広範な協議プロセスに参加するための前提条件として、障害者団体の登録を義務づけるべきではない。しかし、締約国は、障害者団体が登録し、第4条（3）および第33条（3）に基づき参加する権利を行使できるようにし、無料でアクセシブルな登録システムを提供し、そのような団体の登録を促進すべきである[[17]](#footnote-17)。
4. 締約国は、公的な意思決定および協議に関連するすべての施設および手続への、障害のある人のアクセシビリティを確保すべきである。締約国は、自閉症を含む障害のある人に対し、自国語による情報、通信、公的機関のウェブサイトなどの物理的環境、および公衆に開放、提供されるその他の施設やサービスへのアクセスを、障害のない人と平等に提供するための適切な措置を講じるべきである。これは、建物、交通機関、教育、新しい情報技術およびシステムを含むものとし、都市部と農村部のどちらでも行われなければならない。締約国はまた、パラグラフ11、12、50で定義されているように、協議のプロセスにすべての障害のある人の代表が参加できるよう、例えば手話言語通訳、点字、わかりやすい版の提供など、協議のプロセスのアクセシビリティを確保し、適切かつ要請に応じて支援、資金提供、合理的配慮を図らなければならない[[18]](#footnote-18)。
5. 自己権利擁護団体や精神障害者の団体を含め、感覚障害者や知的障害者の団体には、会議アシスタントやサポート要員、アクセシブルな様式の情報（平易な言語、わかりやすい版、代替・補強コミュニケーション・システム、ピクトグラムなど）、手話言語通訳、盲ろう者のためのガイド通訳、および公開討論時には字幕が提供されるべきである[[19]](#footnote-19)。締約国はまた、会議および専門的説明会に出席するために必然的に発生する交通費およびその他の費用を含め、障害者団体の代表の協議プロセスに関する支出を賄うための財源を割り当てるべきである。
6. 障害者団体との協議は、透明性、相互尊重、有意義な対話、および（障害のある人の多様性に対応する手続きをふまえて集団的合意に達するという）誠実な目標に基づくべきである。このようなプロセスは、「ボランティア」の活動に依存することが多い障害者団体の性質を考慮し、合理的かつ現実的なスケジュールで進められるようにすべきである。締約国は、障害者団体の積極的な関与のもと、参加・協議の仕組みがうまく機能しているかどうか定期的に評価しなければならない[[20]](#footnote-20)。
7. 代表する団体を通じた障害のある人の意見は、十分に重視されるべきである。締約国は、単なる形式的な、あるいは名ばかりの協議として障害のある人の意見を聞くだけでないようにしなければならない[[21]](#footnote-21)。締約国は、このような協議の結果を考慮に入れ、採択される決定に反映しなければならない[[22]](#footnote-22)。またプロセスの結果を参加者に正式に通知するべきである[[23]](#footnote-23)。
8. 締約国は、障害者団体と緊密かつ効果的な協議を行い、障害者団体の積極的な参加を得て、政府のさまざまな部門およびレベルにおいて、公的決定を行おうとする際に障害者団体の意見をしっかりと考慮するための適切かつ透明なメカニズムおよび手続を確立しなければならない。
9. 締約国は、すべての障害のある人を代表する障害者団体との緊密な協議とその積極的な関与を確保すべきである。その障害のある人には次のような障害のある人々が挙げられるが、それに限定されるものではない： 女性、高齢者、子ども、高度な支援を必要とする人[[24]](#footnote-24)、地雷の被害者、移民、難民、亡命希望者、国内避難民（internally displaced person　訳注　紛争、迫害、災害などで、居住地を離れたが、自国内で避難している人々。自国内にいるため、国際条約で難民として保護されない。）、非正規滞在者、無国籍者、実際に精神機能障害のある人またはあると思われた人、知的障害者、自閉症や認知症を含む神経多様性の人（neurodiverse persons）、アルビニズムの人、永続的な身体障害、慢性疼痛、ハンセン病、視覚障害者、ろう者、盲ろう者、その他の聴覚障害者、およびHIV/AIDSに感染している人。障害者団体を参加させる締約国の義務は、障害のある人で、特定の性的指向および／または性自認を持つ人、インターセックスの人、先住民族の人、国家的・民族的・宗教的・言語的マイノリティに属する人、農村部に住む人にも及ぶ。
10. 締約国は、条約に関連する意思決定プロセスにおいて障害のある人が緊密に協議に参加し、積極的に関与する権利を、サービス提供者などの第三者が、直接的または間接的に阻害する差別的その他の慣行を禁止しなければならない。
11. 締約国は、障害のある人が協議される権利を行使でき、関与することが他者によって妨げられないようにするための法律および政策を採択し、実施すべきである。これらの措置には、障害のある人が公的および政治的活動に参加する権利について、家族、サービス提供者、および公務員の意識を高めることが含まれる。締約国は、障害のある人の自律、意思、選好に対する悪影響を防止するために、障害者団体の代表者またはその他の利害関係者の利害の対立を告発するメカニズムを設置しなければならない。
12. 第4条(3)の義務を履行するために、締約国は、障害関連法、政策、戦略および行動計画などの障害関連問題に関する意思決定プロセスおよび法および政策の起草において、障害のある人がその代表団体を通じて完全かつ平等に参加できることを保証する法的および規制的な枠組みおよび手順を採択しなければならない。締約国は、例えば、常任委員会および／または臨時作業部会において、障害者団体に委員を指名する権利を与えることにより、障害者団体に議席を与える規定を採択すべきである。
13. 締約国は、調査、会議などの計画、適切なスケジュールの設定、障害者団体の早期参加、各プロセスの関連情報の事前、適時、広範な普及などについて、正式な協議手順を確立し、規制しなければならない。締約国は、障害者団体と協議のうえ、協議のためのアクセシブルなオンラインツールを設計し、および／またはアクセシブルなデジタル形式による協議の代替方法を提供すべきである。協議プロセスに関して誰一人取り残されることのないよう、締約国は、出席を確認管理（follow up）し、十分代弁されていないグループに留意し、アクセシビリティと合理的配慮の要件が満たされていることを確認する担当者を任命すべきである。同様に、合理的配慮やアクセシビリティの要件に関する情報を提供することを含め、そうしたすべてのグループを代表する障害者団体が関与し協議されていることを、締約国は確認しなければならない。
14. 締約国は、政策策定のための準備調査および分析を行う際、障害者団体との協議および関与を含めるべきである。政策提案を検討するための公的なフォーラムまたはプロセスは、障害のある人が参加できるよう、完全にアクセシブルであるべきである。
15. 締約国は、監視プロセスへの独立した監視の枠組みを通じた障害者団体の参加が、明確な手続き、適切な時間枠、および関連情報の事前の伝達のもとに行われていることを確保すべきである。監視および評価システムは、すべての政策およびプログラムにおける障害者団体の関与の度合いを調査し、障害のある人の意見が優先されるようにしなければならない。サービス提供の第一義的責任を果たせるよう、締約国は、サービス利用者自身からの情報を得るために、障害者団体とのパートナーシップを模索すべきである[[25]](#footnote-25)。
16. 締約国は、望ましくは、すべての障害のある人を包含し、その多様性と平等性を尊重した、障害者団体の単一で団結した広範な代表連合の設立を奨励し、国家レベルでの条約の監視への関与と参加を確保すべきである。一般的な市民社会団体では、障害者団体を代表することも、それを模擬することもできない[[26]](#footnote-26)。
17. 障害のある人自身によるアドボカシーの推進と障害のある人のエンパワーメントは、公的問題への参加の重要な要素であり、技術的、行政的、およびコミュニケーションの能力の開発、障害のある人の権利、法律、政策立案に関する情報や手段へのアクセスの促進が求められている。
18. インクルーシブ教育へのアクセスにおいて障害のある人が直面するバリアは、彼らの機会を損ない、公的な意思決定に参加する彼らの能力を弱体化させ、ひいては彼らの団体としての組織的能力にも影響する。公共交通機関へのアクセスにおけるバリア、合理的配慮の欠如、障害のある人の低所得または不十分な収入と失業もまた、そのような人々が市民社会活動に従事する能力を制限している。
19. 締約国は、独立した資金提供を含め、障害のある人の人権モデルに関する能力開発および研修を提供することにより、政策立案のあらゆる段階に参加するための障害者団体の能力を強化しなければならない。締約国はまた、障害のある人およびその代表団体が、社会への完全かつ効果的な参加を自ら主張するために必要な能力、知識および技能を開発すること、ならびに人権の尊重、法の支配、透明性、説明責任、多元主義および参加といった、より強固な民主的ガバナンスの原則を（障害のある人及び障害者団体が）展開することを支援すべきである。さらに締約国は、資金調達の方法と支援源の多様化策に関するガイダンスを提供すべきである[[27]](#footnote-27)。
20. 締約国は、障害者団体が簡単かつ自由に登録でき、民間人、民間企業、すべての公的および私的財団、市民社会団体、国、地域および国際機関を含む国内および国際的な援助者から資金および資源を求め、確保できるようにすべきである[[28]](#footnote-28)。委員会は、締約国に対し、協議のための資金を配分するための次のような基準を採択するよう勧告する：
	1. 第三者の仲介を避け、障害者団体に直接資金を提供する；
	2. 主に障害のある人の権利擁護に重点を置く障害者団体に優先的に資源を提供する；
	3. 障害のある女性や障害のある子どもの、法律や政策の起草、開発、実施の過程および監視の枠組みへの完全かつ効果的な参加を可能にするため、障害のある女性や障害のある子どもの団体に特定の資金を割り当てる[[29]](#footnote-29)；
	4. さまざまな障害者団体に平等に資金を配分する。その際、個々のプロジェクトに対する資金に限定せず、持続可能な中核機関のための資金を含める；
	5. 資金援助を受けていても、権利擁護課題を決定する際の障害者団体の自律性を確保する；
	6. 障害者団体の運営資金と、そのような団体が実施するプロジェクト（の資金）を区別する；
	7. 自己権利擁護団体や、メンバーの法的能力を否定し団体の登録を妨げている法律のために法的地位を得ていない団体を含む、すべての障害者団体に資金を提供する；
	8. アクセシブルな形式での資金調達のための申請プロセスを採用し、実施する。
21. 締約国は、障害者団体が外部資金のみに頼らなければならない状況（これは団体の存続を制約しかねない）を避けるために、活動を支援するための国家資金を利用できるようにすべきである[[30]](#footnote-30)。公的および私的な財源からの支援を受け、それを補う会費を徴収している障害者団体は、あらゆる形態の政治的および行政的な意思決定への障害のある人の参加を確保し、障害のある人に支援を提供し、個人に向けた活動やさまざまなグループ指向の社会活動を創造し、運営することができる。
22. 締約国は、国および国際レベルでの信託基金など、信頼性のある法的に認められた正式なメカニズムを設立することによって、障害者団体に適切かつ十分な資金を保証すべきである。
23. 締約国は、あらゆる種類の機能障害を代表する障害者団体の設立と強化のための公的資源を増やすべきである。また、非課税や相続税の免除、国の宝くじ収益分配金など、国の資金を利用できるようにしなければならない[[31]](#footnote-31)。締約国は、地域レベルを含む国際協力および開発援助の一環として、他の人権NGOと同様に障害者団体の海外資金へのアクセスを促進し奨励すべきである。
24. 締約国は、第4条(3)および第33条(3)の義務の不履行に対する効果的な制裁を確保する強力なメカニズムおよび手続きを整備すべきである。その遵守は、例えばオンブズパーソン事務所や国会の委員会など、調査を開始し責任当局の責任を追及する権限を持つ独立機関によって監視されなければならない。同時に、障害者団体は、機関が第4条(3)および第33条(3)を遵守していないことが判明した場合、その機関に対して法的措置を開始できるようにすべきである[[32]](#footnote-32)。このようなメカニズムは、すべてのレベルにおける意思決定での、障害者団体の協議と関与、および国内の差別禁止法[[33]](#footnote-33)を規定する法的枠組みの一部でなければならない。
25. 締約国は、障害のある人の参加する権利の遵守を強化するために、集団に対するものも含めた効果的な救済策、または集団訴訟を認めるべきである。公的機関は、障害のある人の権利に悪影響を及ぼすような状況において、障害のある人の司法アクセスを効果的に保証することに大きく貢献することができる[[34]](#footnote-34)。効果的な救済措置には以下が含まれる： (a)手続の一時停止、(b)障害者団体の協議と参加を確保するために手続の初期段階に戻す、(c)適切な協議が行われるまで決定の実施を延期する、(d)第4条(3)および第33条(3)の不遵守という理由に基づき、決定の全部または一部を取り消す。

**IV.　条約の他の規定との関係**

1. 第3条は、条約の解釈と実施の指針となる包括的な原則を定めている。その中には、「社会への完全かつ効果的な参加とインクルージョン」が含まれている。これは、障害のある人の代表団体を通じた参加が、全文にわたるもので、条約全体に適用されることを意味する[[35]](#footnote-35)。
2. 締約国の一般的義務の一部として、第4条（3）は条約全体に適用され、条約に規定されているすべての義務を履行する上で重要な意味を持つ。
3. 第4条第1項、第2項および第5項は、同条第3項を実施する上で最も重要である。これらの条項には、必要な構造や枠組みを確立し、条約を遵守するための措置を講じることに関わる締約国の主要な義務が含まれているからである。この義務は、いかなる制限や例外もなく連邦国家の全体に及ぶものである。
4. 第5条に規定されている障害のある人の平等と非差別を促進するための政策は、第4条（3）および第33条（3）を遵守して採択され、監視されるべきである[[36]](#footnote-36)。社会の多様性を代表する障害者団体との緊密な協議とその積極的な関与は重要である。これは、積極的格差是正（affirmative action）措置を含む、事実上の平等とインクルーシブな平等を促進するための法的枠組みと指針となる資料の採択と監視を成功させるための重要な要素である。
5. 協議手続きでは、障害のある人を排除したり、機能障害を理由に差別してはならない。手続きおよび関連資料は、障害のある人を包含し、障害のある人にアクセシブルなものであるべきであり、協議プロセスへの早期参加のための、時間枠の設定配慮および技術支援を含むべきである。合理的配慮は、すべての対話および協議プロセスにおいて常に提供されるべきであり、合理的配慮に関する法律および政策は、障害者団体との緊密な協議および障害者団体の積極的な関与のもとで策定されなければならない。
6. 条約第6条は、障害のある女性および少女の完全な発達、進歩、エンパワーメントを確保するための措置を求めている。締約国は、障害のある女性および少女が、自らの団体を通じて、障害のある男性と平等に公的活動に参加できるようにするためのメカニズムとして、障害のある女性および少女の団体の設立を奨励し、促進すべきである。締約国は、障害のある女性が自らを代表し、団結する権利を認め、第4条（3）および第33条（3）に基づく緊密な協議への効果的な参加を促進しなければならない。障害のある女性と少女は、実施と独立監視の枠組みのすべての支部と機関にも平等に含まれるべきである。すべての協議機関、メカニズム、手続きは、障害に特化し、包摂的で、ジェンダー平等を確保すべきである。
7. 障害のある女性は、障害のある男性と同等に、障害者団体のリーダーシップの一部であるべきであり、平等に代表すること（parity representation）、女性委員会、エンパワーメント・プログラムなどを通じて、包括的障害者団体の中で場所と権力を与えられるべきである。締約国は、障害のある女性の生活に影響を与えるすべての措置の策定、実施、監視の前提条件として、あらゆる形態で被後見状態にある人、あるいは施設に入所している人を含む障害のある女性の参加を確保すべきである。障害のある女性は、もっぱら彼女らに影響する問題または偏って不利に影響する問題、および女性の権利とジェンダー平等政策一般、例えば性と生殖に関する健康と権利に関する政策、そして女性に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力に対処する意思決定プロセスに参加できるようにしなければならない。
8. 第4条(3)および第33条(3)は、第7条で述べられている障害のある子どもの権利の実施において基本的なものである。締約国は、学校、地域社会、地方、国、および国際レベルにおいて、彼らの生活に影響を与える関連法律、政策、サービス、プログラムの計画、実施、監視、評価のあらゆる側面において、彼らを代表する団体を通じて、障害のある子どもの参加と積極的な関与を確保するための措置を講じるべきである。これらの参加の目標は、障害のある子どものエンパワーメントであり、また彼らが地域や社会で積極的な役割を果たすことのできる権利保持者であることを、義務を負う者が認識することである。これは様々なレベルで行われ、彼らの意見を聞く権利の認識から始まり、彼ら自身の権利の実現への積極的な関与へと進んでいく[[37]](#footnote-37)。
9. 締約国は、障害のある子どもに対し、意思決定における支援を提供すべきである。その方法としては、特に、子どもたちの意見表明を容易にするために必要なあらゆるコミュニケーション様式（子どもにやさしい情報を含む）を準備し彼らが使えるようにすること[[38]](#footnote-38)、自己権利擁護のための適切な支援、およびそのような子どもとともに、またそのような子どものために働くすべての専門職に対する適切な研修の確保を挙げることができる[[39]](#footnote-39)。締約国はまた、障害のある子どもに対して、障害および年齢に応じた援助と手段、支援を提供すべきである。彼らに関係する特定の問題を扱う協議においては、彼らの団体の参加が不可欠であるとみなされるべきであり、彼らの意見は、その年齢と成熟度に応じ、十分に重視されるべきである。
10. 第4条（3）は、意識の向上（第8条）において特に重要である。委員会は、締約国に対し、障害者団体の参加を得て、障害のある人の権利保持者としての多様な姿を描くことを目的とした、公共ラジオ局やテレビ番組を通じたメディア・キャンペーンを含む体系的な啓発プログラムを実施するよう勧告したことを想起する[[40]](#footnote-40)。すべての公務員を対象とした啓発キャンペーンおよび研修プログラムは、条約の原則に合致し、社会に定着したジェンダーおよび障害の固定観念を克服するために、障害の人権モデルに基づいていなければならない。
11. 障害者団体が条約の協議および監視プロセスに適切に参加できるようにするためには、合理的配慮を含め、手続き、メカニズム、情報およびコミュニケーション、施設および建物への最適なアクセシビリティ（第9条）が不可欠である。締約国は、国際的なアクセシビリティ基準およびユニバーサルデザイン・プロセスを策定、採用、実施すべきである。これは例えば、障害者団体との緊密な協議と積極的な参加を確保するために[[41]](#footnote-41)、情報通信技術の分野[[42]](#footnote-42)において必要である。
12. 危険な状況と人道的緊急事態（第11条）においては、締約国や人道支援主体が、すべての年齢層の女性、男性、障害のある子どもを代表する、あらゆるレベルの障害のある人を含む障害者団体の積極的な参加および有意義な協議を確保することが重要である。このためには、第4条（3）に従い、緊急事態に関連する法律や政策の策定、実施、監視、援助分配の優先順位の設定に、障害者団体が積極的に関与することが必要である。締約国は、武力紛争時を含むいかなる危険な状況においてもその権利を増進することができる、国内避難民または難民の障害者団体の設立を促進すべきである。
13. 法の下の平等な承認（第12条）は、すべての障害のある人が完全な法的能力を行使する権利を有し、自分に影響を及ぼす決定を選択し管理する平等な権利を有することを保障する。法の前での平等な承認は、直接かつ効果的な協議と、条約を実施するための法律および政策の策定および実施への障害のある人の関与の前提条件である。委員会は、第12条を遵守していないことが、いかなる状況においても、第4条（3）および第33条（3）の総合的な実施を妨げるものであってはならないと勧告する。法律と政策は、法的能力が否定されることで起こるこの参加のバリアに対処するために改正されなければならない。
14. 委員会は、法の下の平等な承認に関する一般的意見第1号（2014年）を想起する。そこでは、法的能力は、社会および意思決定プロセスへの完全かつ効果的な参加のための鍵であり、知的障害者、自閉症者、実際のまたはあると思われた精神的機能障害の人、障害のある子どもを含むすべての障害のある人に、その団体を通じて保証されるべきであると述べている。（訳注　「団体を通じて」は一般的意見第1号には書かれておらず、編集ミスで書き込まれた可能性がある。）締約国は、本人の自律、意思および選好を尊重する政策の決定および協議への参加を可能にするために、支援された意思決定の取り決めを利用できるようにすべきである。
15. 障害のある人が司法にアクセスする権利（第13条）は、障害のある人が司法制度全体において他の人々と平等に参加する権利を有することを意味する。この参加には多くの形態があり、障害のある人が良い統治（good governance）に貢献する民主的システムの一部として、例えば、原告、被害者、被告、裁判官、陪審員、弁護士の役割を担うことなどが含まれる[[43]](#footnote-43)。障害のある人の司法制度への参加に取り組む、法律、規制、政策、プログラムを制定・改正するすべてのプロセスにおいて、障害のある人を代表する団体を通じてその人たちと緊密に協議することが重要である。
16. あらゆる形態の搾取、暴力および虐待（第16条）を防止するために、締約国は、障害のある人にサービスを提供するために作られたすべての施設およびプログラムが、独立した当局によって効果的に監視されることを確保すべきである。委員会は、障害のある人の権利の侵害が、精神科および入所施設のような、障害のある人を「支援する」施設で起こり続けていることを観察してきた。第33条（3）に基づき、このことは、第16条（3）の下で任務を与えられている独立監視当局が、第33条（2）に基づく独立監視の枠組みと一致するか否かにかかわらず、障害者団体を含む市民社会が、これらの施設やサービスの監視に積極的に関与すべきであることを意味する。
17. 自立して生活し、地域社会に含まれることに関する一般的意見第5号（2017年）を想起すれば、自立して生活し、地域社会に包摂される権利（第19条）を実施する場合、障害のある人を代表する団体を通じた、その人たちとの協議と彼らの積極的な関与は、すべての計画と戦略の採択、フォローアップと監視のために重要である。意思決定プロセスにおけるあらゆるレベルでの積極的な関与と協議には、すべての障害のある人が含まれなければならない。現在施設で生活している人を含む障害のある人は、脱施設化戦略の計画、実施、監視、および支援サービスの開発において、その人たちに対する特別な敬意の下に関与すべきである[[44]](#footnote-44)。
18. 情報へのアクセス（第21条）は、障害者団体が監視プロセスに関与し、完全に参加し、自由に意見を表明するために必要である。障害者団体は、デジタル形式を含むアクセシブルな形式や、あらゆる障害に適した技術で、タイムリーに、追加費用なしに情報を受け取る必要がある。これには、手話言語、わかりやすい版（Easy Read）、平易な言語、点字、補強・代替コミュニケーション、その他すべてのアクセシブルな手段、方法、形式による、障害のある人が選択した公式のやりとりにおけるコミュニケーションの利用が含まれる。協議の充分前に、情報に基づいた意見を形成するために必要な具体的な予算、統計、その他の情報を含む、すべての関連情報を入手できるようにしなければならない。
19. インクルーシブ教育を受ける権利（第24条）を確保するために、インクルーシブ教育を受ける権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）に従い、締約国は、インクルーシブ教育政策および法律の計画、実施、監視および評価のすべての側面において、障害のある人（障害のある子どもを含む）と協議し、その代表団体を通じて積極的に関与しなければならない[[45]](#footnote-45)。インクルーシブ教育は、第4条（3）および第33条（3）で述べられている障害のある人の参加にとって不可欠である。教育によって、人々は活躍することができ、社会参加の可能性が高まり、それは条約の実施と監視を確実にするために必要である。締約国は、公立および私立の教育機関が障害のある人と協議し、教育制度の中で障害のある人の意見が十分に考慮されるようにすべきである。
20. 障害のある人の就労と雇用の権利（第27条）に関するすべての政策の採択は、障害のある人を代表する団体との協議と関与のもとに行われなければならない。政策は、雇用へのアクセスを保証すること、開かれた、包摂的な、差別のない、アクセシブルな、競争力のある雇用市場や環境での労働を促進すること、機会均等とジェンダー平等を確保すること、すべての障害のある人に合理的配慮と支援を提供することを目指すべきである。
21. 相当な生活水準と社会的保障を受ける権利（第28条）の実現は、第4条（3）と直接的に関連している。貧困の中で暮らす障害のある人とその家族の排除、不平等および貧困の具体的状況に締約国当局が対処するためには、公共政策への障害者団体の参加が不可欠である。締約国は特に、障害者団体とのかかわり、および、失業している、定期的収入がない、資格や手当の喪失を意味するために働けない、農村部や遠隔地にいる、先住民であるなどの障害のある人、さらに、障害のある女性や高齢者とのかかわりを模索すべきである。第28条の実施に関連する措置、戦略、プログラム、政策および立法を講じ、見直す場合、およびその監視プロセスにおいて、締約国は、障害が一般と特に異なるものでないことを保証し（ensure the mainstreaming）、彼らの要求および意見が正当に考慮されるよう、すべての障害のある人を代表する障害者団体と緊密に協議し、積極的に関与させなければならない。
22. 障害のある人の政治的・公的活動への参加の権利（第29条）は、彼らが社会に完全かつ効果的に参加し、包摂される機会の平等を確保する上で極めて重要である。選挙で選ばれた代表者が政治課題を決定し、障害のある人の権利と利益を擁護し、条約の実施と監視を確保する上で重要な役割を果たすため、投票権と被選挙権は参加権の不可欠な要素である。
23. 締約国は、障害者団体と緊密に協議して、援助を必要とする障害のある人が自分で投票できるようにするための規則を制定しなければならない。そのためには、国政選挙や地方選挙、国民投票の投票所（選挙当日や期日前投票）で、障害のある人が援助を利用できるようにすることが必要である。
24. データや情報の収集作業の実施にあたっては、障害者団体を通じて、多様な機能障害のすべてまたは一部を代表する人に相談し、関与してもらうべきである（第31条　訳注　「統計及び資料の収集」）。
25. 締約国は、すべての障害のある人に関する、およびこの条約に基づく権利への障害のある人のアクセスに関する、統一的なデータ収集システムを確立しなければならない。これは、性、年齢、民族、農村部／都市部、機能障害の種類、社会経済的地位ごとに分類された、質の高い、十分で、タイムリーで、信頼できるデータを収集するためのものである。また、障害者団体との緊密な協力や障害統計ワシントン・グループの活用により、条約を実現するための政策の策定と実施を可能にするシステムを確立すべきである。さらに、理解や態度に関する情報を入手するために、またワシントン・グループが除外している対象者（訳注　例えば、知的障害、精神障害、上肢の障害などが漏れがちであると言われる。）を含めるために、さらなるデータ収集手段を追求すべきである。
26. 国際協力（第32条）を決定し実施する際、条約に則った開発政策を採択するためには、代表団体を通じた障害のある人との緊密なパートナーシップ、協力、関与が極めて重要である。締結国は、2030アジェンダや仙台防災枠組2015-2030を含む、国際協力計画、プログラム、プロジェクトの開発、実施、監視のあらゆるレベルで障害者団体と協議し、関与させなければならない。
27. 第34条（3）は、委員会の委員に関連する基準を尊重する上で重要である。同条は、締約国に対し、候補者を推薦する際に第4条（3）に規定された条項を十分に考慮することを求めている。したがって、締約国は、委員会の候補者を指名する前に、障害者団体と緊密に協議し、積極的に関与させるべきである。障害者団体を参加させ、協議の結果を考慮し、最終的な候補者の指名に反映させる透明性のある参加型手続きのために、国内法の枠組みおよび手続きを採用すべきである。

**V. 国家レベルでの実施**

94. 委員会は、締約国が、条約を実施するための法律および政策の開発、実施および監視において、障害のある人の、協議され関与する権利を実施する際に、課題に直面していることを認識している。締約国は、第4条（3）および第33条（3）の完全な実施を確保するために、とくに以下の措置をとるべきである：

1. 機能障害の種類にかかわらず、障害のある人が障害者団体を通じて緊密な協議を受け、積極的に関与することを妨げる、法的能力を否定する法律を含むすべての法律を廃止する；
2. 障害者団体の設立と持続的な運営に役立つ政策枠組みを採用することにより、障害者団体の設立と機能のための環境を整える。これには、障害者団体の国家からの独立性と自律性を保証すること、公的資金や国際協力を含む適切な資金調達メカニズムを確立し、実施し、利用できるようにすること、エンパワーメントと能力開発のための技術支援を含む支援を提供することが含まれる；
3. 国内および国際レベルにおいて、この条約に基づく権利を推進する個人および団体に対する脅迫、嫌がらせまたは報復の行為を禁止する。締約国はまた、障害のある人およびその代表団体が委員会または他の国際機関および人権機構に協力する場合を含め、脅迫、嫌がらせ、報復から彼らを保護するためのメカニズムを採択すべきである；
4. 障害者団体の活動を調整し代表する統轄組織（umbrella organizations）の設立を奨励する。また、最も代弁されることの少ない人々を含めた障害のある人の監視プロセスへのインクルージョンと完全な参加を確保するために、さまざまな機能障害のある人々の個別団体の設立を奨励する。締約国が、意思決定プロセスにおいてすべての個々の障害者団体を参加させることに支障がある場合、そして、障害者団体の統轄組織や連合を通じてその団体の意見を反映させることができない場合には、常設または一時的な特別委員会などにそのような団体の代表を含めることができる；
5. あらゆる行政レベルと意思決定において、障害者団体の参加と関与の権利を認める法律と政策、および協議のための明確な手続きを定める規則を採択する。この立法と政策の枠組みは、決定の採択に先立つ公聴会の義務的な実現を規定し、明確な時間枠、協議のアクセシビリティ、合理的配慮と支援を提供する義務の条項を含むことが必要である。これは、障害者団体の代表の参加と選出を、法律や他の形式の規則の中で明記することによって行うことができる；
6. 本意見のパラグラフ11、12、50に示されているような、障害者団体の多様性と自主性を尊重し、円卓会議、参加型対話、公聴会、調査、オンライン協議など、障害者団体との恒常的な協議メカニズムを確立する。これは、障害者団体を代表する全国障害者協議会のような全国諮問委員会の形をとることもできる；
7. 障害のある人の多様な背景を反映した障害者団体を通じて、その人たちの参加を保証・支援する。多様な背景とは、出生や健康状態、年齢、人種、性別、言語、国籍、民族、先住民または社会的出自、性的指向および性自認、インターセックス多様性、宗教的・政治的所属、移民の立場、機能障害グループ、その他の立場などが含まれる；
8. 障害のある女性と少女を代表する障害者団体と協力し、公的意思決定のすべてのプロセスへの直接参加を安全な環境の下で確保する。これは女性の権利とジェンダー平等、および性的暴力と虐待を含む女性へのジェンダーに基づく暴力に関する政策の策定の際にとくに重要である；
9. 障害のある子どもや女性を含む障害のある人と協議し、その人たちを代表する団体を通じて、あらゆるレベルの公的意思決定プロセスの計画、実行、監視、評価に積極的に関与させる。特に、危険な状況や人道的緊急事態を含めてその人たちに影響する事柄に関して、彼らが意見を提供するための合理的かつ現実的な期限を定め、適切な資金と支援を提供する；
10. あらゆるレベルの意思決定において、支援的役割を担う親および家族を含む、障害者団体または障害者グループの創設、能力開発、資金提供、および効果的な参加を奨励し、支援する。これには、政策およびプログラムの構想、策定、改革および実施への、地方、国、地域（地域的な統合のための機関（regional integration organization）を含む。）または国際レベルでの参加が含まれる。（訳注　地域的な統合のための機関とは、条約第44条で定義する機関のこと。2024年現在、この機関として条約に批准しているのはEU（欧州連合）のみ。）
11. 締約国が第4条(3)および第33条(3)を遵守していることを監視し、その監視を障害者団体が主導することを促進する；
12. 第4条（3）および第33条（3）に基づく締約国の義務の不履行に対し、実効性のある制裁と救済を伴う効果的な執行メカニズムを、障害者団体の関与のもとで開発し、実施する；
13. 施設や精神科病院に隔離されている人、自閉症の人を含むすべての障害のある人に対して、合理的配慮を提供し、公的な意思決定、協議、監視に関連するすべての施設、資料、会議、意見募集の呼びかけ（calls for submissions）、手続き、情報、コミュニケーションへのアクセシビリティを確保する；
14. 公的な意思決定、協議および監視のプロセスにおいて、障害のある人の、その人たちを代表する団体を通じた参加のために、障害および年齢に応じた支援を提供する。インクルーシブで、子どもにやさしく、透明性があり、表現と思想の自由への子どもの権利を尊重した、条約実施のための協議プロセスへの障害のある子どもの参加を確保する戦略を策定する；
15. すべての障害者団体を対象とした、オープンで透明性のある方法と理解しやすい様式で、協議と手続きを実施すること；
16. 障害者団体が、民間人および企業、市民社会団体、締約国および国際機関を含む国内および国際的団体から、資金およびその他の形態の資源を受け取ったり、要求したりすることができるようにする。これには、免税措置や国の宝くじ配分金を利用できるようにすることなどが含まれる；
17. 障害に特化したものでない法律分野における既存の協議手続きを、代表する団体を通じて、障害のある人が利用しやすく、かつ参加しやすいものにする；
18. 公共予算編成プロセス、国レベルでの持続可能な開発目標の監視、国際的な意思決定、他の締約国との国際協力において、障害のある人を代表する団体を通じて、その人たちを積極的に関与させ、緊密に協議する。また、国レベルでの2030アジェンダの実施と監視において、障害のある人の権利と意見を一般的なこととする（mainstream）開発政策を採択する；
19. すべてのレベルの政府の中央連絡先（focal point）および調整メカニズムへの障害のある人の参加、代表派遣（representation）、および容易なアクセス、ならびに独立した監視の枠組みにおける障害のある人の協力および代表派遣を保証する；
20. 地域レベルおよび世界レベルの国際人権メカニズムにおいて、障害のある人を代表する団体を通じて、その人たちの参加と関与を促進し、確保する；
21. 障害者団体と緊密に協議し、適切な参加のための検証可能な指標、具体的なスケジュール、実施と監視の責任を定める。このような参加は、例えば、法改正の提案をした障害者団体の参加範囲の説明や、意思決定プロセスに関与した障害者団体の代表者の数の報告によって、その効果や質を評価することができる。

--------------------------------------------------

脚注原文

1 Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, Principles and Guidelines for a Human Rights Approach to Poverty Reduction Strategies, para. 64.

2 A/HRC/31/62, para. 13.

3 Ibid., para. 14.

4 Ibid., paras. 16–17.

5 CRPD/C/11/2, annex II, para. 3.

6 General comment No. 3 (2016) on women and girls with disabilities, para. 5.

7 A/HRC/31/62, para. 38; and A/71/314, para. 64.

8 A/HRC/19/36, paras. 15–17.

9 A/HRC/31/62, para. 63; and A/HRC/34/58, para. 63.

10 A/HRC/31/62, para. 64.

11 Article 7 (3) of the Convention. See Committee on the Rights of the Child, general comment No. 12 (2009) on the right of the child to be heard, para. 134.

12 General comment No. 12, para. 133.

13 See General Assembly resolution 53/144, annex.

14 A/HRC/31/62, paras. 1–3.

15 CRPD/C/GBR/CO/1, paras. 7 and 37; CRPD/C/BIH/CO/1, para. 58; CRPD/C/ARE/CO/1, para. 61; and CRPD/C/SRB/CO/1, para. 67.

16 A/HRC/31/62, para. 45; and A/HRC/20/27, para. 56.

17 A/HRC/31/62, para. 40.

18 General comment No. 6 (2018) on equality and non-discrimination, paras. 23 and 40.

19 A/HRC/31/62, paras. 75–77.

20 Ibid, paras. 78–80.

21 Committee on the Rights of the Child, general comment No. 12, para. 132.

22 CRPD/C/COL/CO/1, para. 11 (a).

23 Committee on the Rights of the Child, general comment No. 12, para. 45.

24 CRPD/C/ARM/CO/1, para. 6 (a).

25 A/71/314, paras. 65–66.

26 CRPD/C/ESP/CO/1, para. 6; and CRPD/C/NZL/CO/1, para. 4.

27 A/HRC/31/62, paras. 47–50.

28 A/HRC/20/27, paras. 67–68.

29 CRPD/C/1/Rev.1, annex.

30 A/71/314, paras. 65–66.

31 A/59/401, para. 82 (l) and (t); and A/HRC/31/62, paras. 51–54.

32 A/71/314, paras. 68–69.

33 General comment No. 6, para. 72.

34 Ibid., para. 73 (h).

35 Office of the United Nations Commissioner for Human Rights, Monitoring the Convention on the Rights of Persons with Disabilities: Guidance for Human Rights Monitors, Professional Training Series No. 17 (New York and Geneva, 2010).

36 See general comment No. 6.

37 United Nations Children’s Fund, “Conceptual framework for monitoring outcomes of adolescent participation” (March 2018). Available at: [www.unicef.org/adolescence/files/Conceptual\_Framework\_for\_Measuring\_Outcomes\_of\_Adolescent\_ Participation\_](http://www.unicef.org/adolescence/files/Conceptual_Framework_for_Measuring_Outcomes_of_Adolescent_%20Participation_)March\_ 2018.pdf.

38 Committee on the Rights of the Child, general comment No. 12, para. 21.

39 Ibid., para. 34.

40 CRPD/C/MDA/CO/1, para. 19; CRPD/C/AZE/CO/1, para. 21; and CRPD/C/TUN/CO/1, para. 21.

41 General comment No. 2 (2014) on accessibility, paras. 5–7 and 30.

42 Ibid., paras. 16, 25 and 48.

43 Beasley v. Australia (CRPD/C/15/D/11/2013), para. 8.9; and Lockrey v. Australia (CRPD/C/15/D/13/2013), para. 8.9.

44 General comment No. 5 (2017) on living independently and being included in the community, para. 71.

45 General comment No. 4, para. 7.

（翻訳・佐藤久夫、岡本 明）

1. （出典を調べる際に役立つよう、文末にすべての脚注原文を載せてある。）

 国連人権高等弁務官事務所「貧困削減戦略への人権アプローチに関する原則とガイドライン」パラグラフ64. [↑](#footnote-ref-1)
2. A/HRC/31/62, パラグラフ13　(訳注　障害のある人の権利に関する特別報告者による国連総会第31会期への報告、国連人権理事会、2016年1月12日) [↑](#footnote-ref-2)
3. 同上、パラグラフ14　 [↑](#footnote-ref-3)
4. 同上、パラグラフ16-17 [↑](#footnote-ref-4)
5. CRPD/C/11/2, 付属資料 II, パラグラフ3. （訳注　「障害者権利委員会の活動への障害者団体（DPO）および市民社会団体の参加に関するガイドライン」障害者権利委員会、2014年5月14日） [↑](#footnote-ref-5)
6. 障害のある女性と少女に関する一般的意見第3号（2016年）、パラグラフ5 [↑](#footnote-ref-6)
7. A/HRC/31/62, パラグラフ38; および A/71/314, パラグラフ 64 [↑](#footnote-ref-7)
8. A/HRC/19/36, パラグラフ15-17. [↑](#footnote-ref-8)
9. A/HRC/31/62, パラグラフ63; および A/HRC/34/58, パラグラフ63. [↑](#footnote-ref-9)
10. A/HRC/31/62, パラグラフ64. [↑](#footnote-ref-10)
11. 条約第7条(3)。子どもの権利委員会、一般的意見第12号（2009年）、「意見を聴かれる子どもの権利」パラグラフ134参照。 [↑](#footnote-ref-11)
12. 一般的意見第12号、パラグラフ133. （訳注　子どもの権利委員会） [↑](#footnote-ref-12)
13. 総会決議53/144、附属書参照。 [↑](#footnote-ref-13)
14. A/HRC/31/62, パラグラフ1-3. [↑](#footnote-ref-14)
15. CRPD/C/GBR/CO/1、パラグラフ7と37; CRPD/C/BIH/CO/1, パラグラフ58; CRPD/C/ARE/CO/1、パラグラフ 61、およびCRPD/C/SRB/CO/1, パラグラフ67. [↑](#footnote-ref-15)
16. A/HRC/31/62, パラグラフ45; および A/HRC/20/27, パラグラフ56. [↑](#footnote-ref-16)
17. A/HRC/31/62, パラグラフ40. [↑](#footnote-ref-17)
18. 平等と非差別に関する一般的意見第6号（2018年）、パラグラフ23 および 40. [↑](#footnote-ref-18)
19. A/HRC/31/62, パラグラフ75-77. [↑](#footnote-ref-19)
20. 同上、パラグラフ78-80. [↑](#footnote-ref-20)
21. 子どもの権利委員会、一般的意見第12号、パラグラフ132 [↑](#footnote-ref-21)
22. CRPD/C/COL/CO/1, パラグラフ11 (a). [↑](#footnote-ref-22)
23. 子どもの権利委員会、一般的意見第12号、パラグラフ45. [↑](#footnote-ref-23)
24. CRPD/C/ARM/CO/1, パラグラフ6 (a). [↑](#footnote-ref-24)
25. A/71/314, パラグラフ65-66. [↑](#footnote-ref-25)
26. CRPD/C/C/ESP/CO/1, パラグラフ6; および CRPD/C/NZL/CO/1, パラグラフ4. [↑](#footnote-ref-26)
27. A/HRC/31/62, パラグラフ47-50. [↑](#footnote-ref-27)
28. A/HRC/20/27, パラグラフ67-68. [↑](#footnote-ref-28)
29. CRPD/C/1/Rev.1、附属書 [↑](#footnote-ref-29)
30. A/71/314, パラグラフ65-66. [↑](#footnote-ref-30)
31. A/59/401、パラグラフ82(l)および(t)、およびA/HRC/31/62、パラグラフ51-54. [↑](#footnote-ref-31)
32. A/71/314, パラグラフ68-69. [↑](#footnote-ref-32)
33. 一般的意見第6号、パラグラフ72. [↑](#footnote-ref-33)
34. 同上、パラグラフ73 (h). [↑](#footnote-ref-34)
35. 国連人権弁務官事務所『障害者権利条約の監視：人権監視者への指針』専門研修シリーズNo.17、（ニューヨークおよびジュネーブ 2010）. [↑](#footnote-ref-35)
36. 一般的意見第6号参照。 [↑](#footnote-ref-36)
37. 国連児童基金「思春期の参加の成果の監視のための概念的枠組み」（2018年3月）。www.unicef.org/adolescence/files/Conceptual\_Framework\_for\_Measuring\_Outcomes\_of\_Adolescent \_Participation\_March\_2018.pdf。 [↑](#footnote-ref-37)
38. 子どもの権利委員会、一般的意見第12号、パラ21. [↑](#footnote-ref-38)
39. 同上、パラグラフ34. [↑](#footnote-ref-39)
40. CRPD/C/MDA/CO/1, パラグラフ19、CRPD/C/AZE/CO/1、パラグラフ21、CRPD/C/TUN/CO/1、パラグラフ21. [↑](#footnote-ref-40)
41. アクセシビリテイに関する一般的意見第2号（2014年）、パラグラフ5‐7および30. [↑](#footnote-ref-41)
42. 同上、パラグラフ16、25、48. [↑](#footnote-ref-42)
43. *Beasley v. Australia* (CRPD/C/15/D/11/2013), パラグラフ 8.9; *Lockrey v. Australia* (CRPD/C/15/D/13/2013), パラグラフ8.9. [↑](#footnote-ref-43)
44. 自立して生活し、地域社会に包摂されることに関する一般的意見第5号（2017年）、パラグラフ71. [↑](#footnote-ref-44)
45. 一般的意見 No.4、パラグラフ7. [↑](#footnote-ref-45)